

2014年3月3日

株式会社MTGOX  
代表取締役 カルプレス・マルク・マリ・ロバート

### 民事再生手続に関するよくあるご質問に対する回答

民事再生手続について、一般的によくある質問に対する回答を下記に纏めましたので参考にしていただければと存じます。なお、民事再生手続の進行に伴い、記載内容の追加・修正を行うことがあります。

また、当社のビットコインの紛失その他民事再生手続の原因となった事項については、現時点で判明している事実を、平成26年2月28日付の「民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ」に記載しておりますので、そちらをご確認ください。

#### 記

- Q. 民事再生手続とはどのような手続ですか。
- A. 民事再生手続は、「事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない」とき等に申し立てることができる手続であり、債権者の多数決によって、債務の減免を受けるとともに、今後の返済方法を改めて取り決めさせて頂くことによって、債務を整理し、会社を再建するための法的再建手続です。
- Q. 株式会社MTGOXの代表者、親会社、関連会社について、申立てはしていますか。
- A. 現時点で、そのような申立はしておりません。将来の申立ての可能性はわかりません。
- Q. 債権者に対する説明会はいつ開催されますか。
- A. 債権者に対する説明会については、現時点では何も決まっています。
- Q. ビットコインの交換取引所はいつ再開しますか。
- A. 現時点では決まっています。当面は、ビットコインが失われたことや、預金残高が不足していることについての真相説明が優先すべきと考えております。
- Q. ビットコインや預けたお金は引き出せないのですか。
- A. 当社は民事再生手続を申し立てたことにより、裁判所から、財産を保全するための命令（「保全処分」と呼ばれます。内容は以下の通り。）を受けしており、債権者に対して弁済したり、当社の財産を処分したりすることを禁止されています。
- よって、申し訳ありませんが、ビットコインや預金をお返すことはできません。預けていただいたビットコインやお金の返済については、将来策定する再生計画案の中で返済条件をお示しすることとなります。

#### （保全処分の内容）

当社は以下の行為をしてはならない。

- 1 当社が、平成26年2月27日までの原因に基づいて生じた債務（以下の①、②及び③の例外を除く。）を弁済したり、かかる債務に担保の提供すること
- ① 租税その他の国税徴収法の例により徴収される債務
- ② 当社とその従業員との雇用関係により生じた債務
- ③ 当社の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務

- 2 当社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他の処分（当社の常務に属する取引を除く。）をすること
- 3 当社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（当社による債権の取り立てを除く）をすること

- Q. ビットコインやお金の返還を受けるためにはどうしたらよいですか。  
A. 民事再生手続開始後に、債権の届け出をしていただく必要があります。
- Q. 債権届出をするためにはどのような手続をすればよいですか。  
A. 民事再生手続が開始される頃までに、当社のホームページにて債権届出について案内をする予定です。
- Q. 再生計画案での弁済率は何パーセントくらいですか。  
A. 現時点では、具体的な数字を申し上げることはできません。
- Q. 再生計画案はいつ作成されるのですか。  
A. 現時点ではわかりません。再生計画案を裁判所に提出する期限は、再生手続が開始される時点で裁判所が決定することになり、当社は、その期限までに再生計画を作成することとなります。
- Q. 民事再生手続はいつ開始されますか。  
A. 現時点では未定です。開始決定をするか否かは、その時期も含めて、裁判所が慎重に判断のうえ決定することになります。
- Q. 今後、民事再生手続はどのように進行していきますか。  
A. 民事再生手続のスケジュールは、裁判所が決定することであり、再生手続が開始されていない現時点ではどのようなスケジュールになるかわかりません。  
ただし、本件の場合、債権者の数が多く、その大部分が海外であるため、一般的な民事再生手続とは異なるスケジュールとなることが考えられます。

以上